

## 国立大学法人佐賀大学構内における食品移動販売に関する事業者の公募要領

### 1 目的

学生及び教職員等の福利厚生の一環として食事がとりやすい環境を提供し、さらに、キャンパスの賑わいを創出するための食品移動販売事業者（以下「事業者」という。）をキャンパス内に出店・営業させることを目的とする。

### 2 食品移動販売店舗の出店エリア（別図※）

場 所 国立大学法人佐賀大学本庄キャンパス 構内

※本学の指示により変更する場合がある。

### 3 出店開始時期

契約締結後に本学と協議し、出店する日を決定する。

なお、出店開始日は契約締結日以降とする。

### 4 応募資格及び応募要件

食品移動販売事業又は店舗による飲食店営業等の実績があり、長期間にわたり安定した移動販売の運営が可能な事業者であり、当該事業に必要な資格（営業許可）を有し、かつ、以下の各号に該当する者であること。

- (1) 役員等（事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当していないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 事業者が、（1）から（5）までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従えること。
- (8) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条に該当する以下の者でないこと。
  - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者（婚姻又は営業の許可を受けている者を除く。）で必要な同意を得ている場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (9) 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条に該当する以下の者でないこと。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し

て不正の行為をした者

- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (10) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (11) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
  - (12) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。
  - (13) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑者をもって勾留又は起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。
  - (14) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者でないこと。
  - (15) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。
  - (16) 市民税等の税金を滞納している者でないこと。
  - (17) 公的機関の定める営業許可証を受けた者であること。
  - (18) 食品衛生責任者等の資格を有する者であること。
  - (19) PL保険等賠償保険に加入している者であること。
  - (20) 保健所が定める、適切な衛生管理ができる者であること。
  - (21) 出店箇所周辺のゴミの回収及び販売食品にかかる適切なゴミ処理ができる者であること。
  - (22) 移動販売にかかるスケジュール、及び区画に同意できる者であること。
  - (23) 電子媒体（HP、SNS等）を利用し営業内容（出店スケジュール、メニュー等）について、情報提供できる者であること。
  - (24) 出店料として売上金の5%を各月毎にまとめ、本学の発行する請求書発行日の属する月の末日までに納付すること。

## 5 契約期間及び時間

契約期間は、単年度とし、契約締結日～3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに委託者・受託者いずれからも何ら意思表示をしない場合は、期間満了の翌日から向こう1か年の契約の更新をしたものとみなし、その後も同様とする。この場合、4（24）は準用されるものとする。

営業時間は、概ね11時00分～15時00分の範囲とする。なお、具体的な出店時間については、本学と事業者で協議の上、決定する。

## 6 出店日等

出店日及び出店エリアについては本学と事業者で協議の上、決定する。土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業（12月29日～1月3日）、学生の休業期間（休業期間中の試験期間等）及びその他大学の行事に基づく休業日（入試・大学祭等）については、出店しない日とする。

## 7 出店形態・方法

移動型店舗（移動販売車等）による飲食の販売とする。

## 8 賠償責任

事業者は、販売等に起因する事故及び本学施設・設備の汚損等に関する賠償（原状復旧等）に関し、本学及び第三者への賠償は速やかに対応しなければならない。

## 9 サービス水準の確保

事業者は、大学内における移動販売であることを勘案し、学生及び教職員等に対するサービスの向上に努めることとする。

## 10 販売実績等の報告

毎月月末までに、当該月における商品の販売数量その他本学の指定する事項に関する報告書を作成し、当該期間終了後速やかに本学に報告すること。

## 11 その他

本公募要領に定めのない事項については、本学と事業者で協議の上、決定する。

## 12 経費負担

事業者は、食品移動販売の出店に係る経費及び水道光熱費を負担する。

又、希望する場合は、本学の電源（100V20A）の使用は可能であるが、事業者による実費負担とし別途徴収する。

## 13 企画提案書の企画内容

### (1) 企画提案書（本学指定様式）

- ① 学生及び教職員等へのサービス向上への配慮
  - ・メニュー及び価格
- ② 環境等への配慮
  - ・本学からゴミを搬出するまでの方法や出店箇所の適切な清掃
- ③ 安定的な販売
  - ・衛生管理（食品の管理、調理過程の安全性等）、感染症対策
- ④ その他（自由記載）
  - ・アピールポイント、情報提供（HP、SNS等）の活用等

### (2) 経営状況等

- ① 会社の概要についての説明資料
- ② 応募資格に関して証明できるもの（食品衛生責任者であることを確認できるもの（写）、営業許可証（写）、PL保険等（写）、誓約書/応募申込書（本学指定様式）を添付すること。）
- ③ 移動型店舗（移動販売車等）による出店実績又は店舗による飲食店営業等の実績
- ④ その他参考資料（協力事業者との契約形態に関する資料等）

※協力事業者と協力して出店する場合、参加する全協力事業者についても公募要領を遵守することを条件とし、②に掲げる書類を提出すること。

## 14 企画提案書の提出

(1) 期 限 随時受付。ただし、出店数の上限に達し次第締切。

(2) 提出先

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課資産管理主担当

TEL 0952-28-8137

FAX 0952-28-8951

E-mail [sisanunyo@mail.admin.saga-u.ac.jp](mailto:sisanunyo@mail.admin.saga-u.ac.jp)

(3) 提出方法

必要部数を持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) 提出部数

正本1部

(5) その他

提出書類については、提出後の追加及び変更は認めない。

提出書類に記載された事項は、事業者選定以外には利用しない。

提出書類については、返却しない。

当該企画提案書の提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

15 質疑の受付

公募等に係る質疑は原則として書面（様式は任意）により上記提出先までメールにて送付すること。

問い合わせ時間 祝日を除く月曜から金曜 8時30分～17時00分

16 審査及び事業者選定の流れ

(1) 提案の選定等

本学において、本公募要領に基づく提案内容等を総合的に審査し、事業者を選定する。

なお、4の応募資格及び応募要件の項目については必須条件とする。

提案内容等についての本学からの確認、及び追加資料の提出の要請については、誠実に対応すること。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、本学から文書にて通知するものとし、個別の問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異義を申し立てることはできないものとする。

なお、提出書類を含め、提案内容に虚偽が認められた場合は失格とする。

(3) 事業者との契約手続き

選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合に、食品移動販売に関する契約書を取り交わすものとする。